



第206期 定時株主総会招集ご通知

日 時

2019年6月27日（木曜日）
午前10時

場 所

大阪府中央区備後町三丁目2番6号
敷島ビル7階ホール

※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。

目 次

■第206期定時株主総会招集ご通知……………	1
■株主総会参考書類……………	5
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 監査等委員である取締役以外の取締役3名選任の件	
第3号議案 会計監査人選任の件	
■添付書類	
事業報告……………	10
連結計算書類……………	28
計算書類……………	30
監査報告書……………	32

本年より、株主総会当日にお配りしておりました
お土産は取り止めとさせていただきます。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

シキボウ株式会社

証券コード：3109

株 主 各 位

証券コード 3109
2019年6月6日
大 阪 市 中 央 区 備 後 町 三 丁 目 2 番 6 号

シキボウ株式会社
代表取締役 清 原 幹 夫
社長執行役員

第206期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第206期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、後述のご案内に従って2019年6月26日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区備後町三丁目2番6号 敷島ビル7階ホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 1. 第206期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第206期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 監査等委員である取締役以外の取締役3名選任の件
第3号議案 会計監査人選任の件

以 上

インターネットの開示について

◎本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」および計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.shikibo.co.jp/>）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本株主総会招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類および計算書類は、監査等委員会および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.shikibo.co.jp/>）に掲載させていただきます。

議決権の行使についてのご案内

以下の4つのうち、いずれかの方法にて、是非とも議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席いただける場合



株主総会日時

2019年6月27日（木曜日）

午前10時開催

（受付開始は午前9時を予定しております。）



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
株主総会当日は、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席いただけない場合



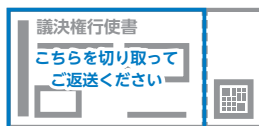
郵送によるご行使

行使期限

2019年6月26日（水曜日）

午後5時30分必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。



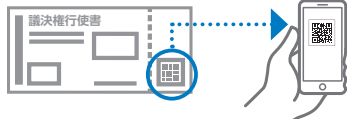
「スマート行使」によるご行使

行使期限

2019年6月26日（水曜日）

午後5時30分まで

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



詳細につきましては次頁をご覧ください。



インターネット等によるご行使

行使期限

2019年6月26日（水曜日）

午後5時30分まで

【インターネット等による議決権行使のご案内】をご参照のうえ、行使期限までに賛否をご送信ください。

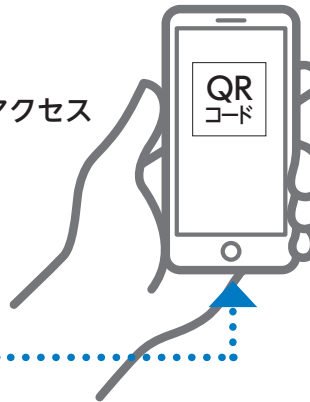
議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>

詳細につきましては4頁をご覧ください。

※ 同一の株主様の重複行使の取り扱い

- ・書面とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- ・インターネット等による方法で複数回、同一の議案について議決権を行使された場合は、行使期限内の最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

1 スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセス



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

三井住友銀行旅行サービス 検索

スマート旅行®
(旅行予約プラットフォーム)

会社名/会社種別

株式会社 第一興産
200X08.12.20 20日開業
第〇〇回 取締役会

代表取締役の履歴

株主番号: 123456789
代表 取締役
所有株式数: 9,999個

私は、上記の情報に対して精通のないことを確認し、所有する誤操作を行致し
ます。

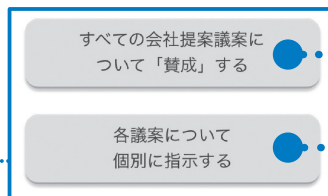
すべての会社経歴事項について「確認」する

各確認について
個別に指示する

三井住友銀行旅行サービス プラットフォーム
について詳しくはこちら

© 2025-05-01
05-1234-5678

議決権行使方法は2つあります。



三井住友信託銀行 閉じる

社会提案議案

第1号議案
第〇期剰余金の処分件

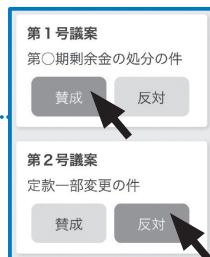
賛成 反対

第2号議案
定款一部変更の件

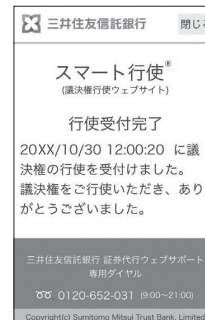
賛成 反対

この内容で行使する

前の画面にもどる



4 確認画面で問題なければ
「この内容で行使する」ボタンを
押して行使完了



一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度 QR コード® を読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。

※ QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。



- インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンから議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案の賛否をご登録ください。
- インターネット等による議決権行使は、2019年6月26日（水曜日）午後5時30分まで受付いたします。行使期限切れに備え、余裕をもってお早めに行使されるようお願いいたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。
- インターネット等により複数回、議決権を行使された場合、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、書面およびインターネット等の両方により議決権を重複して行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

① WEBサイトへアクセス

*** ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ！ ***

●本サイトの利用にあたっては、「インターネット等による議決権行使について」の記載内容をよく読み、ご理解、ご納得をおき【次へすむ】ボタンをクリックしてください。

② ログインする

*** ログイン ***

●議決権行使コードを入力し、ログインボタンをクリックしてください。
●議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載されています。
（電子メールにより送付された場合は、株主様の場合は、
印刷し通知電子メール本文に記載しております）

議決権行使コード:

③ パスワードの入力

*** パスワード認証 ***

●パスワードを入力し、【次へ】ボタンをクリックしてください。
●ログインパスワードは使用済みの場合は、再ログインをクリックしてください。
●パスワードをお忘れの場合は、こちらをクリックしてください。

パスワード:

④ 以降は画面の案内にしたがって賛否をご登録ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、下記にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

0120-652-031 [受付時間 午前9時～午後9時]

バーコード読取機能を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。操作方法についてはお手持ちの携帯電話等の取扱説明書をご確認ください。



機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」の利用について

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への適正な利益還元を経営の最重要課題の一つとして認識し、利益配分に関しては、安定的な配当の継続を基本方針としております。

第206期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金40円 総額434,703,760円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月28日

第2号議案 監査等委員である取締役以外の取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役以外の取締役3名（全員）が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役以外の取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員である取締役以外の取締役候補者の選任については、社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会である人事委員会の答申を経て、取締役会において決定しております。

また、監査等委員会から、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況等を評価したうえで、当社の監査等委員である取締役以外の取締役候補者として適任であると判断したという意見をいただいております。

監査等委員である取締役以外の取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の 会社における地位および担当
1	再任 のう じょう たけ お 能 條 武 夫	取 締 役 会 長
2	再任 きよ はら みき お 清 原 幹 夫	代 表 取 締 役 員 社 長 執 行
3	再任 たけ だ ひろ あき 竹 田 広 明	取 締 役 上 席 執 行 役 員 コーポレート部門長 兼 経営管理部長

候補者番号

1

のう じょう

たけ お

能條 武夫 (1950年12月28日生)

再任



所有する当社株式の数
21,600株

略歴、当社における地位および担当

1973年 4 月	当社入社	2012年 6 月	代表取締役社長
2004年 6 月	執行役員	2015年 6 月	代表取締役社長社長執行役員
2007年 6 月	取締役	2016年 6 月	代表取締役会長
2009年 6 月	常務取締役	2017年 6 月	取締役会長（現任）

取締役候補者とした理由

能條武夫氏は、長年にわたり繊維部門の要職を歴任し、海外事業に携わる等、経営者として豊富な業務経験を有し、当社グループ全体の経営を指揮してまいりました。経営に関する豊富な知見と能力により、当社グループ戦略の実現と内容の監督を適切に行っており、これらのことから、当社取締役として適任であると判断し引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

2

きよ はら

みき お

清原 幹夫 (1959年8月13日生)

再任



所有する当社株式の数
11,800株

略歴、当社における地位および担当

1983年 4 月	当社入社	2015年 6 月	取締役上席執行役員
2011年 6 月	執行役員	2016年 6 月	代表取締役 社長執行役員（現任）
2012年 6 月	取締役		

取締役候補者とした理由

清原幹夫氏は、長年にわたり繊維部門（国内外）、管理部門の要職を歴任した後、代表取締役社長執行役員となりました。経営者として豊富な業務経験を有し、優れた経営判断能力・リーダーシップを有していることから、当社取締役として適任であると判断し引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

3

たけ だ ひろ あき
竹田 広明 (1960年7月15日生)

再任



略歴、当社における地位および担当

1984年4月	当社入社	2018年4月	執行役員 コーポレート部門担当 経営管理部長
2008年6月	総務部長	2018年6月	取締役上席執行役員 コーポレート部門担当 経営管理部長
2015年6月	執行役員 複合材料部長兼尾道事業所長	2019年4月	取締役上席執行役員 コーポレート部門長兼経営管理部長 (現任)
2016年6月	執行役員 総務部担当 経営管理部長		

取締役候補者とした理由

竹田広明氏は、当社において総務部門、経営企画部門等を歴任し、ガバナンス体制の強化、円滑な事業運営等に貢献しております。また、事業全般に精通しているとともに、豊富な経験および高度な知識を有していることから、当社取締役として適任であると判断し取締役候補者としております。

所有する当社株式の数
11,800株

(注) 上記各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である東陽監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任いたしますので、監査等委員会の決定に基づき、新たにPwCあらた有限責任監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. PwCあらた有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由

監査等委員会が同監査法人を会計監査人の候補とした理由は、新たな視点での監査が期待できることに加え、独立性、専門性及び品質管理体制等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人に適任であると判断し、候補者といたしました。

2. 会計監査人候補者

会計監査人候補者は次のとおりであります。

名称	PwCあらた有限責任監査法人		
主たる事務所	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング		
沿革	2006年 6月 あらた監査法人設立（メンバーファームとしてPwCネットワークに加盟） 2015年 7月 法人名称を「PwCあらた監査法人」へ変更 2016年 7月 「有限責任監査法人」へ移行し、名称を「PwCあらた有限責任監査法人」とする		
概要	資本金	10億円	
	人員数	社員	149名
		公認会計士	917名
		会計士補・全科目合格者	604名
		USCPA・その他専門職員	968名
		事務職員	610名
		合計	3,248名
			(2019年3月31日現在)

以 上

(添付書類)

事業報告 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

I. 企業集団の現況

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続き、景気は回復基調で推移いたしました。しかし一方では、相次ぐ自然災害、通商問題の動向が世界経済に与える影響など留意すべき状況が続いています。

このような状況の中、当社グループは持続的成長に向けたチャレンジの最終ステージとして、本年を初年度とする中期経営計画「Challenge to the Growth final stage 2018-2020」をスタートいたしました。繊維セグメントでは「自らの得意とする市場に対し独自技術で独自の素材の供給」と「企業間取引（B to B）の強化」、産業材セグメントの産業資材部門では「国内基盤の維持・強化と海外販売の促進・拡大」、機能材料部門では「新中核事業に位置付ける化成品事業、複合材料事業のさらなる業容拡張と収益拡大」を事業戦略に掲げ、取り組んでおります。

本年度の中期経営計画の取り組み状況は、セグメント別に次のとおりです。

繊維セグメントでの「自らの得意とする市場に対し独自技術で独自の素材の供給」、「企業間取引（B to B）の強化」の方針においては、「ベトナム紡績糸の販売拡大」・「機能加工など差別化商品の販売拡大」・「差別化商材を用いたリネンサプライ用資材の販売拡大」・「デオマジック®の販売拡大」等の取り組みを実施しております。原糸販売事業におけるベトナム紡績糸の販売は計画どおり進んでおります。機能加工など差別化商品の販売拡大については、ユニフォーム事業での販売は拡大しておりますが、原燃料価格等のコストアップにより利益面では苦戦いたしました。差別化商材を用いたリネンサプライ用資材の販売、デオマジック®の販売については引き合い等はあるものの、事業展開に遅れが生じております。

産業材セグメントの産業資材部門での「国内基盤の維持・強化と海外販売の促進・拡大」においては、鈴鹿工場での生産基盤の再構築を実施しており、また、海外販売については、引き続き海外市場での販売拡大に取り組んでまいります。

機能材料部門での「新中核事業に位置付ける化成品事業、複合材料事業のさらなる業容拡張と収益拡大」においては、化成品事業は、化学品・食品分野ともに堅調に推移しております。また、複合材料事業は、長野事業所での航空機エンジン部材が量産体制に入っており、順調に拡大しております。

これらの取り組みを行ってまいりましたが、当連結会計年度の業績は、繊維セグメントにおける需要低迷と原燃料価格や物流費の上昇による影響が大きく、売上高は408億4百万円（前期比1.3%減）、営業利益は24億6百万円（同12.9%減）、経常利益は21億12百万円（同10.2%減）となりました。また、主にゴルフ場関連の固定資産について、減損損失として特別損失28億77百万円を計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純損失は14億25百万円（前期は14億99百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

セグメントの概況は次のとおりです。

【繊維セグメント】

原糸販売事業は、国内市場においてはコスト削減効果により利益面では改善の兆しが見えたものの、中高級衣料品の需要低迷の影響により減収となりました。一方では、海外市場においてはベトナム、インドネシア生産糸の販売拡大が徐々に進んできております。

輸出衣料事業は、中東民族衣装用生地輸出が現地の市況低迷の継続により減収となり、原燃料価格の上昇も利益を圧迫いたしました。

ユニフォーム事業は、備蓄アパレル向け、企業別注用のテキスタイル販売が好調に推移いたしましたが、利益面では原燃料価格や物流費の上昇により減益となりました。

生活資材事業は、リビング分野が羽毛原料の高騰に伴う販売数量減少により減収となりました。

以上の結果、繊維セグメント全体としての売上高は226億86百万円(前期比3.8%減)となり、営業損失は76百万円（前期は55百万円の営業利益）となりました。

【産業材セグメント】

産業資材部門では、製紙用ドライヤーカンバス事業は、国内の洋紙生産量の減少により、カンバス需要も低調に推移し減収となりました。フィルター事業は、湿式フィルタークロス分野では海外需要の低迷から減収となりましたが、空気清浄機分野では工場空調用途での大型機器案件の受注により増収となりました。

機能材料部門では、化成品事業は、化学品分野の中国向け輸出が好調に推移しており、食品分野の増粘多糖類も堅調な需要が続き増収となりました。複合材料事業は、電力分野向け複合材料部材が低調でありましたが、航空機用途の需要が増加しており、全体では増収となりました。

以上の結果、産業材セグメント全体としての売上高は126億71百万円(前期比2.8%増)となり、営業利益は11億30百万円(同3.0%減)となりました。

【不動産・サービスセグメント】

不動産賃貸事業は、順調に推移いたしましたが、保険料、修繕費の増加が利益を圧迫いたしました。リネンサプライ事業は堅調に推移いたしました。サービス事業は、物流分野が取扱荷物量の減少、ゴルフ場分野が平成30年7月豪雨、台風等の自然災害も多く苦戦いたしました。

以上の結果、不動産・サービスセグメント全体としての売上高は60億52百万円(前期比0.7%増)となり、営業利益は19億45百万円(同5.4%減)となりました。

2. 資金調達の状況

当期は、長期借入により71億75百万円、社債発行により19億円の調達を行う一方、68億56百万円の長期借入金返済、13億10百万円の社債償還を行いました。また、運転資金の短期借入金は12億円減少いたしました。

この結果、当社グループの当期末現在における有利子負債残高は、250億17百万円（前期末比2億93百万円減）となりました。

3. 設備投資の状況

当期において実施いたしました設備投資の主なものは、繊維セグメントでは品質向上、高付加価値化による競争力強化のための設備更新を行いました。産業材セグメントの産業資材部門では品質向上、効率化のための設備更新、機能材料部門では航空機エンジン部材関係の設備導入を行いました。不動産・サービスセグメントでは不動産賃貸商業施設およびリネンサプライ設備の更新を行いました。

4. 対処すべき課題

わが国経済の見通しについては、個人消費は堅調な雇用環境を受け底堅く推移するものの、設備投資の伸びの鈍化、貿易摩擦の強まりによる世界的な貿易の停滞、中国をはじめとしたアジア新興国等の経済の先行き、原油価格、長期金利の変動の影響等により、景気の先行きは不透明な状況が続くものと予想されます。

このような経営環境の中、当社グループでは、中期経営計画「Challenge to the Growth final stage 2018-2020」の初年度の遅れを取り戻し、計画を軌道に乗せ、企業価値向上を目指してまいります。

「繊維セグメント」は、紡績から織布・編み立て、加工、縫製までの自社製造拠点を国内外に有している強みと、「Made in shikibo」として独自性のある機能素材、加工技術、品質管理を核にした差別化戦略を進め、競争優位性を高めてまいります。

原糸販売事業は、国内工場の紡績技術継承と高付加価値糸の開発を強化するとともに、協力会社を含む海外生産拠点の高度化・連携強化により、海外市場での販売活動を強化いたします。

輸出衣料事業は、中東民族衣装用生地の輸出においては、現地経済状況の停滞が継続しているものの、引き続きマーメイドブランドの浸透に努めて販売拡大を目指すとともに、既製品服市場にも参入すべく、開発・生産体制の確立を進めてまいります。

ユニフォーム事業は、国内市場での、安心・安全・快適な暮らしの実現に向けた各種機能加工の開発、品質や顧客対応力の向上などに取り組み、事業拡大を図ります。

ニット製品事業は、当社が強みとする差別化商材の顧客への提案や、ベトナム協力会社への紡績から縫製までの各製造工程での技術指導による品質面や価格面での優位性をアピールし、事業拡大に努めます。

メディカル分野は、新発想臭気対策剤「デオマジック®」を、畜産用途や介護・病院用途だけでなく、各種産業用途としてもその効果をアピールし、販売を強化してまいります。

「産業材セグメント」は、機能材料部門における化成品事業、複合材料事業を新中核事業に位置付け、さらなる業容拡張と収益拡大に努めてまいります。

化成品事業は、食品分野における業務提携会社とのさらなる取り組みの強化、商品面では新たな商品開発、生産面では自動化による生産効率の向上に努めます。

複合材料事業は、主力となる航空機の機体用部品およびエンジン部品の製造において、需要の拡大に向け安定供給が可能な生産体制を構築するとともに、これまでに構築している品質管理・品質保証体制を着実に維持することで顧客の信頼にこたえてまいります。

また、研究開発では、経済産業省・国立研究開発法人「新エネルギー・産業技術総合開発機構（略称：NEDO）」が進める開発事業に参画しており、航空機の省エネにつながる次世代材料（CMC：セラミック基複合材料）の開発と実用化に向けて取り組めます。

産業資材部門の製紙用ドライヤーカンバス・フィルタークロス事業は、顧客に密着したサービス活動、差別化商品の開発と提案型セールスの深耕、生産面ではコストダウンの徹底に努め、両事業共に国内でのトップシェアを維持いたします。周辺分野や関連商品の取り扱いも積極的に行い、特に世界的に増加している段ボール製造設備への拡販を進めます。

海外での製紙用ドライヤーカンバス販売は、中国の製造販売子会社のコスト競争力を強め、拡大するアジア製紙産業の需要取り込みと欧米・中東地域の市場開拓、定着化を図ります。

空気清浄機分野は、機器販売・保守点検によるメンテナンス需要の取り込みに加え、開発商品の販促に取り組んでまいります。

「不動産・サービスセグメント」は、安定的な収益を維持しつつ、収益拡充も図ります。不動産賃貸事業、リネンサプライ事業においては、積極的な投資による事業拡大を目指し、物流・ゴルフ場分野においては、現状の収益維持に努めます。

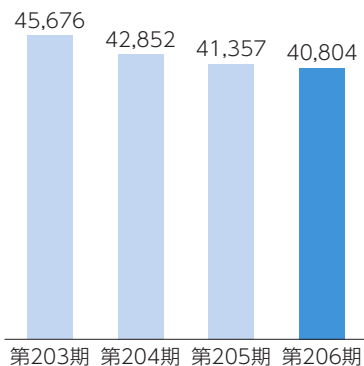
なお、2020年3月期の連結業績見通しにつきましては、売上高415億円（前期比1.7%増）、営業利益26億円（同8.0%増）、経常利益22億円（同4.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益14億円（前期は14億25百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）を見込んでおります。

5. 財産および損益の状況の推移

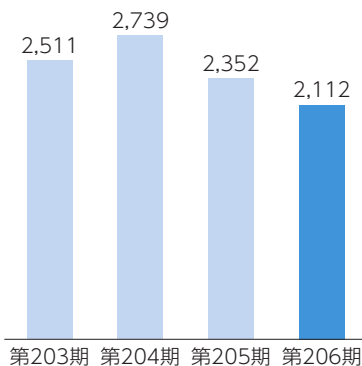
	区 分	第203期 (2015年4月1日から 2016年3月31日まで)	第204期 (2016年4月1日から 2017年3月31日まで)	第205期 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	第206期(当期) (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)
営業成績	売上高(百万円)	45,676	42,852	41,357	40,804
	経常利益(百万円)	2,511	2,739	2,352	2,112
	親会社株主に帰属する当期純利益 または当期純損失(△)(百万円)	1,296	1,664	1,499	△1,425
	1株当たり当期純利益または当期純損失(△)(円)	111.74	146.16	135.77	△132.10
財産の状況	純資産(百万円)	32,571	33,220	33,997	32,460
	1株当たり純資産額(円)	2,702.81	2,871.84	3,024.35	2,884.12
	総資産(百万円)	88,291	87,558	87,343	84,949

- (注) 1. 2017年10月1日付で、普通株式について10株につき1株の割合をもって株式併合を実施しております。第203期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益または当期純損失(△)、1株当たり純資産額を算定しております。
2. 株式報酬制度(役員向け株式給付信託)に関する日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)が所有する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益または当期純損失(△)の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
3. 『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、第203期、第204期および第205期の総資産については、当該会計基準等を遡って適用をした後の数値となっております。

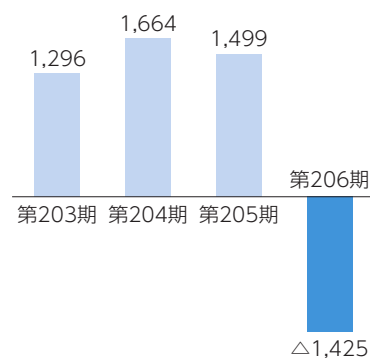
● 売上高(百万円)



● 経常利益(百万円)



● 親会社株主に帰属する当期純利益 または当期純損失(△)(百万円)



6. 重要な子会社の状況（2019年3月31日現在）

（1）重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
新 内 外 綿 株 式 会 社	731百万円	52.33%	各種繊維製品の加工および販売
敷 島 カ ン バ ス 株 式 会 社	290百万円	100.00%	製紙用ドライヤーカンバスおよびフィルタークロス等の販売
株式会社シキボウサービス	90百万円	100.00%	不動産の管理、石油製品の販売、損害保険代理業、生命保険の募集に関する業務
株式会社マーメイドスポーツ	100百万円	100.00%	ゴルフ場の経営
シキボウリネン株式会社	40百万円	100.00%	リネンサプライおよびホームクリーニング
丸ホームテキスタイル株式会社	60百万円	100.00%	各種織物、繊維資材、寝具類および寝装品の製造・販売
株式会社マーメイドアパレル	100百万円	100.00%	繊維製品の企画・製造・販売
株式会社マーメイドテキスタイル インダストリーインドネシア	40,560千米ドル	98.03%	各種繊維製品の製造・販売

（2）特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

7. 主要な事業内容（2019年3月31日現在）

事業区分	主要な品目またはサービス
繊維セグメント	紡績糸、加工糸、ミシン糸、織物生地、織物製品、ニット生地、ニット製品、寝装生地、寝装製品、家庭雑貨用品、受託整理加工、縫製加工
産業材セグメント (産業資材部門) (機能材料部門)	製紙用ドライヤーカンバス、フィルタークロス 工業用糊剤、食品添加物、電気絶縁材料その他の複合材料、産業用機械、陶磁器
不動産・サービスセグメント	不動産の賃貸、管理および販売、リネンサプライ、倉庫業、配送業、ゴルフ場、保険代理店業

8. 主要な営業所および工場（2019年3月31日現在）

(1) 当 社

本 社	大阪市中央区備後町三丁目2番6号
支 社	東京支社（東京都中央区）
研 究 所	中央研究所（滋賀県東近江市）
工場および事業所	富山工場（富山県富山市）、鈴鹿工場（三重県鈴鹿市）、八日市工場（滋賀県東近江市）、八幡工場（滋賀県近江八幡市）、尾道事業所（広島県尾道市）、長野事業所（長野県上伊那郡）

(2) 子会社等

繊維セグメント (国 内)	株式会社マーメイドソーイング秋田（秋田県大仙市）、株式会社シキボウ江南（愛知県江南市）、株式会社ナイガイテキスタイル（岐阜県海津市）、新内外綿株式会社、株式会社マーメイドアパレル、丸ホームテキスタイル株式会社（以上、大阪市中央区）
(海 外)	上海敷紡服飾有限公司、上海敷島家用紡織有限公司、湖州敷島福紡織品有限公司、敷紡貿易（上海）有限公司、敷紡（香港）有限公司（以上、中国）、タイシキボウ株式会社、ジェイ.ピー.ボスコ株式会社（以上、タイ）、株式会社マーメイドテキスタイルインダストリーインドネシア（インドネシア）
産業材セグメント (国 内)	東洋空気調和株式会社（東京都新宿区）、小田陶器株式会社（岐阜県瑞浪市）、敷島カンバス株式会社（大阪市中央区）、株式会社シキボウ堺（堺市西区）、株式会社大和機械製作所（広島県尾道市）
(海 外)	敷島工業織物（無錫）有限公司（中国）
不動産・サービスセグメント	株式会社シキボウ物流システム（千葉県柏市）、株式会社マーメイド広海（静岡県浜松市）、シキボウ物流センター株式会社（岐阜県海津市）、株式会社シキボウサービス（大阪市中央区）、Jリネンサービス株式会社（大阪府泉佐野市）、シキボウリネン株式会社（和歌山県西牟婁郡）、株式会社マーメイドスポーツ（広島県福山市）

- (注) 1. 上海敷紡服飾有限公司は、2019年2月20日開催の取締役会にて、解散および清算することを決議し、今後、現地の法令に従い必要な手続きが完了次第、清算終了となる予定であります。
2. タイシキボウ株式会社は、2019年3月12日開催の同社株主総会にて、解散および清算することを決議し、今後、現地の法令に従い必要な手続きが完了次第、清算終了となる予定であります。

9. 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減
2,465名	71名減

10. 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

借入先	借入金残高(百万円)
株式会社りそな銀行	4,697
株式会社三井住友銀行	3,643
株式会社三菱UFJ銀行	1,287

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

Ⅱ. 会社の現況

1. 株式の状況 (2019年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 35,000,000株
- (2) 発行済株式総数 11,810,829株(うち自己株式 943,235株)
- (3) 株主数 9,916名

(4) 大株主 (上位10位)

株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	726	6.69
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	525	4.84
シ キ ボ ウ 従 業 員 持 株 会	440	4.06
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	333	3.07
シ キ ボ ウ 取 引 先 持 株 会	279	2.58
株 式 会 社 鴻 池 組	247	2.27
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	244	2.25
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	205	1.89
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	159	1.47
野 村 信 託 銀 行 株 式 会 社 (投 信 口)	158	1.46

- (注) 1. 当社は、自己株式を943,235株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 当社は株式報酬制度（役員向け株式給付信託）を導入しており、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）が当社株式83,862株を取得しております。なお、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）が所有する当社株式については、自己株式に含めておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2018年9月28日開催の取締役会において所在不明株主の株式売却を決議し、法令の規定に基づく所要の経手を経たうえで、2019年2月28日開催の取締役会において所在不明株主368名の所有全株を当社の自己株式として買い取ることを決議し、次のとおり実施いたしました。

- ①買取対象株式総数 普通株式 15,504株
- ②買取日 2019年2月28日
- ③買取総額 16,263,696円

2. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

3. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2019年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長	能 條 武 夫	
代表取締役 社長執行役員	清 原 幹 夫	
取締役 上 席 執 行 役 員	竹 田 広 明	コーポレート部門担当、経営管理部長
取締役 (常勤監査等委員)	邨 上 義 一	
取締役 (監査等委員)	佐 藤 嘉 彦	
取締役 (監査等委員)	畑 守 人	竹林・畑・中川・福島法律事務所 弁護士、株式会社ワキタ 社外取締役（監査等委員）、パイン株式会社 社外監査役
取締役 (監査等委員)	平 岡 三 明	株式会社森組 代表取締役専務執行役員

- (注) 1. 取締役（監査等委員）佐藤嘉彦、畑 守人および平岡三明の3氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）邨上義一氏は、当社内の経理関連部門での経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く。）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、邨上義一氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、取締役（監査等委員）佐藤嘉彦、畑 守人および平岡三明の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の責任の限度額は、同法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

(3) 取締役の報酬等の額

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く）	5 名	59百万円
取締役（監査等委員）	4 名	36百万円
合計	9 名	95百万円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2018年6月28日開催の第205期定時株主総会において月額2,400万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第203期定時株主総会において月額500万円以内と決議いただいております。
4. 上記報酬等の額には、当事業年度に計上した株式報酬相当額3百万円を含んでおります。

ロ. 社外役員が当社の子会社から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

取締役（監査等委員）畑 守人氏は竹林・畑・中川・福島法律事務所の弁護士、株式会社ワキタの社外取締役（監査等委員）およびパイン株式会社の社外監査役であります。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）平岡三明氏は株式会社森組の代表取締役専務執行役員であります。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

②主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③取締役会および監査等委員会への出席状況および発言状況

氏 名	区 分	主な活動内容
佐 藤 嘉 彦	取締役（監査等委員）	取締役会19回のうち19回出席、また、監査等委員会17回のうち17回出席し、監査結果についての意見交換等、必要な発言を行っております。
畑 守 人	取締役（監査等委員）	取締役会19回のうち19回出席、また、監査等委員会17回のうち17回出席し、監査結果について専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。
平 岡 三 明	取締役（監査等委員）	取締役会19回のうち19回出席、また、監査等委員会17回のうち17回出席し、監査結果についての意見交換等、必要な発言を行っております。

(5) 当社の報酬等

当事業年度において社外役員（3名）に支払った報酬の総額は18百万円であります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	42百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	59百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由は、会計監査人である東陽監査法人から受けた当事業年度の監査計画に係る監査時間・配員計画から見積もられた報酬額の算出根拠等について、監査業務と報酬との対応関係が詳細かつ明瞭であることから、合理的なものであると判断いたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
3. 当社の重要な子会社の株式会社マーメイドテキスタイルインドネシア他8社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人等（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社では、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制およびその他会社の業務の適正を確保するための体制を整備するため、「内部統制システムの基本方針」を次のとおり定めております。

1. 当社および当社の子会社の取締役・執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社および当社の子会社からなる企業集団（以下、「シキボウグループ」という。）は、法令遵守と企業倫理遂行の立場を明確にするため、行動規範および行動基準を定め、これを「シキボウグループコンプライアンスマニュアル」として策定し、周知しております。
- (2) 当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として、当社の代表取締役社長執行役員を委員長とし当社の取締役・執行役員・幹部社員およびシキボウグループ子会社各社の代表者を委員とする「シキボウグループコンプライアンス委員会」を設置し、行動規範および行動基準の管理および改訂を行っております。
- (3) 当社は、企業統治機能の強化を図るための組織として、内部監査部門を設置し、内部統制システムのより一層の強化を図っております。
- (4) 当社は、内部通報制度を設け、違法行為等が発生し、または発生するおそれがあると判断した場合には、内部通報窓口に直ちに通報するものとする社内規程を定めております。
- (5) シキボウグループにおける内部統制の強化を図るため、前(3)で取り決めた内部統制システムおよび前(4)で取り決めた内部通報制度の対象範囲をシキボウグループ全体としております。
- (6) シキボウグループとしての財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムを構築しております。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 当社は、法令および社内規程に定める文書保存期間に従い、適切に文書等の保存および管理を行っております。
- (2) 情報の管理については、営業秘密に関する社内規程や運用指針、個人情報の保護に関する社内規程等により基本的事項を定め、業務の適正円滑な遂行を図っております。
- (3) 情報の適切な管理を行うため、法令および社内規程に定める開示ルールに従い、情報の適時開示に努めております。

3. 当社およびシキボウグループ子会社各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、取締役会、監査等委員会および経営会議により業務執行状況の把握に努めております。また、管理部門各セクションによる日常的なチェックにより内部統制およびリスク管理に対するサポートを行い、企業価値を損なうリスクの発生を未然に防止するために必要な措置またはリスクを最小化するために必要な措置を講じております。

(2)万一事故やトラブル等の緊急事態が発生した場合は、経営トップを本部長とする対策本部を設置し、情報の収集と指揮命令系統の一元化を図り、危機管理に当たることとしております。

(3)前(1)および(2)の損失の危機の管理の対象範囲をシキボウグループ全体とし、必要な規程、体制を構築しております。

4. 当社およびシキボウグループ子会社各社の取締役・執行役員および使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)当社は、毎月1回定例の取締役会を開催し、経営の最高方針および経営に関する重要な事項を決定し、取締役の職務執行を監督しております。また、主として執行役員をもって構成される経営会議を原則として月2回開催し、重要な業務執行を審議決定しております。

(2)当社は、経営管理上の重要事項の指定、意思決定のプロセス、周知徹底および記録保存等の取扱いについては社内規程を定めております。さらに、取締役会で決議すべき事項およびその他の重要事項は、取締役会規則、経営会議規程および重要事項取扱規程に定め、法令および定款の定め に 則 った適法かつ円滑な運営を図っております。

(3)シキボウグループ子会社各社において、各社の取締役およびその使用人の職務の執行が効率的に行われるよう、原則として3か月に1回以上の取締役会を開催し、経営の方針および経営に関する重要な事項を審議決定する旨の社内規程を定めております。

(4)当社およびシキボウグループ子会社各社において、各社の経営管理上の重要事項の指定、意思決定のプロセス、周知徹底および記録保存等の取扱いについて、必要な社内規程を定め、その体制を整えております。

5. シキボウグループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、シキボウグループの繁栄と成長を目指し、その総合力発揮に資するため、シキボウグループ各社の管理に関する社内規程を定めております。この規程に基づき、シキボウグループ子会社各社の重要事項は、当社の取締役会への付議または報告を要することとしております。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の他の取締役（監査等委員を除く。）からの独立性に関する体制ならびに当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制

(1)監査等委員会の下に監査等委員会事務局を設置し、監査等委員の職務を補助する使用人が業務にあたっております。

(2)監査等委員会事務局の担当者は、監査等委員会より指示された業務の実施に関して、取締役（監査等委員を除く。）からの指示、命令を受けないこととしております。

(3)監査等委員会事務局の担当者の人事異動に関しては、事前に監査等委員会に報告し、その了承をえることとしております。

7. 当社およびシキボウグループ子会社各社の取締役・執行役員、監査役および使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制および監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)当社の取締役および執行役員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い直ちに監査等委員会に報告することとしております。
- (2)当社の使用人ならびにシキボウグループ子会社各社の取締役、監査役および使用人は、違法行為等が発生し、または発生するおそれがあると判断した場合には、当社またはシキボウグループ子会社各社の内部通報制度に従い内部通報窓口に通報するものとし、通報を受けた内部通報窓口部署は、それぞれの内部通報制度に従い、当社の監査等委員会に対して内部通報事案についての調査・対応に関する報告を行うこととしております。
- (3)当社は、内部通報窓口への通報を行った者ならびに監査等委員会または内部通報窓口へ報告を行った当社およびシキボウグループ子会社各社の役職員に対し、当該通報・報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社およびシキボウグループ子会社各社の取締役・執行役員、監査役および使用人に周知しております。
- (4)当社の監査等委員は、代表取締役と定期的に会合をもつほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議その他の重要な会議または委員会に出席し、必要に応じて業務執行に関する重要な書類を閲覧し、シキボウグループの取締役（監査等委員を除く。）・執行役員、監査役または使用人にその説明を求めることができるものとしております。
- (5)当社の監査等委員会は、シキボウグループの取締役（監査等委員を除く。）・執行役員、監査役および使用人から報告を受けるほか、会計監査人および内部監査部門等と緊密な連携を保ち、効率的な監査の実施に努めるものとしております。
- (6)当社は、当社の監査等委員がその職務の遂行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、監査等委員会制度を採用しており、取締役会の監視・監督機能の強化、権限の委譲による迅速な意思決定ならびに業務執行による経営の公正性、透明性および効率性の向上など、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図っております。

当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況は、以下のとおりであります。

- ①取締役会は19回開催され、経営に関する重要な事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督いたしました。
- ②監査等委員会は17回開催され、監査方針、監査計画を協議決定し、取締役の業務執行の適法性および妥当性について監査、監督いたしました。また、監査等委員は、毎四半期決算ごとの監査法人との情報交換のための面談に出席しております。
- ③監査等委員は、内部監査に係る監査結果報告書を定期的に閲覧するほか、内部監査部門と面談し情報交換を実施いたしました。
- ④当社では、独立性・客観性を担保するため、社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会である「人事委員会」を設置しており、役員の人事および報酬等に関し審議し、取締役会へ答申しています。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、配当金につきましては、事業年度ごとの利益の状況、将来の事業展開などを勘案しつつ、安定した配当を維持するとともに株主の皆様への利益還元に積極的に努めてまいりました。この方針のもと、当年度の年間配当金は、前年度と同額の40円とさせていただきます。なお、今後とも株主の皆様の支援に報いるため増配を常に念頭におき事業の発展に努めてまいります。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化および将来にわたる安定した株主利益の確保のため、事業の拡大・合理化投資および厳しい経営環境に勝ち残るための新技術・新工法開発のために有効活用していきたいと考えております。

自己株式の処分・活用につきましては、シキボウグループ成長発展のためのより良い資本政策を検討し、時宜にかなった決定をしてまいります。

(注) 本事業報告中の金額、株式数は表示単位未満を切り捨てて、パーセンテージは表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	24,331	流 動 負 債	20,175
現 金 及 び 預 金	4,713	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	5,051
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	10,910	短 期 借 入 金	9,601
有 価 証 券	150	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	2,130
商 品 及 び 製 品	5,358	未 払 費 用	655
仕 掛 品	1,415	未 払 法 人 税 等	401
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	999	未 払 消 費 税 等	218
そ の 他	833	賞 与 引 当 金	596
貸 倒 引 当 金	△50	関 係 会 社 整 理 損 失 引 当 金	164
固 定 資 産	60,618	そ の 他	1,357
有 形 固 定 資 産	56,821	固 定 負 債	32,313
建 物 及 び 構 築 物	11,195	社 債	2,360
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	2,010	長 期 借 入 金	10,925
工 具、器 具 及 び 備 品	109	繰 延 税 金 負 債	179
土 地	40,853	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	6,452
リ ー ス 資 産	1,270	退 職 給 付 に 係 る 負 債	6,412
建 設 仮 勘 定	1,381	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	67
無 形 固 定 資 産	208	修 繕 引 当 金	233
投 資 そ の 他 の 資 産	3,588	長 期 預 り 敷 金 保 証 金	4,149
投 資 有 価 証 券	1,247	長 期 前 受 収 益	29
繰 延 税 金 資 産	1,931	そ の 他	1,504
そ の 他	465	負 債 合 計	52,488
貸 倒 引 当 金	△56	純 資 産 の 部	
資 産 合 計	84,949	株 主 資 本	19,020
		資 本 金	11,336
		資 本 剰 余 金	977
		利 益 剰 余 金	7,946
		自 己 株 式	△1,240
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	12,081
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	137
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△19
		土 地 再 評 価 差 額 金	13,681
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△1,355
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△362
		非 支 配 株 主 持 分	1,359
		純 資 産 合 計	32,460
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	84,949

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		40,804
売上原価		32,586
売上総利益		8,218
販売費及び一般管理費		5,812
営業利益		2,406
営業外収益		
受取利息	3	
受取配当金	18	
持分法による投資利益	178	
雑収入	101	302
営業外費用		
支払利息	247	
アレンジメントフィー	154	
出向者人件費	36	
雑支出	157	596
経常利益		2,112
特別利益		
受取保険金	213	
年金資産消失損引当金戻入額	103	
固定資産売却益	10	
その他の	3	330
特別損失		
減損損失	2,877	
災害損失	265	
関係会社整理損失引当金繰入額	164	
固定資産除却損	33	
その他の	85	3,425
税金等調整前当期純損失		△982
法人税、住民税及び事業税	773	
法人税等調整額	△357	415
当期純損失		△1,398
非支配株主に帰属する当期純利益		27
親会社株主に帰属する当期純損失		△1,425

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位 百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	2,267	支払手形	1,492
受取手形	1,468	買掛金	2,139
売掛金	5,593	短期借入金	5,200
有価証券	150	1年内返済予定の長期借入金	4,169
商品及び製品	4,069	1年内償還予定の社債	2,130
仕掛品	920	一ス債	159
原材料及び貯蔵品	223	未払金	253
前払費用	22	未払法人税等	220
未収入金	541	未払消費税等	332
関係会社短期貸付金	889	前払受取金	133
その他の貸倒引当金	200	預り金	150
	△47	C M S 預り金	2,148
固定資産	62,345	1年内返還予定の預り保証金	76
有形固定資産	45,719	賞与引当金	425
建物	9,323	関係会社整理損失引当金	423
構築物	130	その他	73
機械及び装置	571	固定負債	6
車両運搬具	4	社債	30,016
工具、器具及び備品	46	長期借入金	2,360
土地	33,229	繰上債	10,876
リース資産	1,097	再評価に係る繰延税金負債	993
建設仮勘定	1,313	退職給付引当金	5,926
無形固定資産	68	退職給付引当金	5,052
ソフトウェア	49	繰上債	228
その他の資産	19	長期前払費用	4,149
投資その他の資産	16,557	繰上債	29
投資有価証券	454	繰上債	399
関係会社株式	11,581	負債合計	49,550
出資金	1	純資産の部	
関係会社出資金	1,132	株主資本	16,401
関係会社長期貸付金	1,100	資本剰余金	11,336
破産更生債権等	137	資本準備金	977
長期前払費用	60	利益剰余金	977
繰延税金資産	2,099	利益剰余金	5,328
その他の貸倒引当金	146	繰上債	407
	△157	繰上債	4,920
資産合計	78,645	繰上債	4,920
		繰上債	△1,240
		繰上債	12,692
		繰上債	49
		繰上債	△19
		繰上債	12,661
		繰上債	29,094
		繰上債	78,645

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目		金 額	
売上高	26,958		
売上原価	22,005		
売上総利益	4,953		
販売費及び一般管理費	3,011		
営業利益	1,941		
受取利息	22		
受取配当金	358		
雑収入	102		484
営業外費用			
支払利息	244		
社債利息	16		
アレンジメントフィー	154		
出向者人件費	253		
雑支出	160		829
経常利益	1,596		
特別利益			
固定資産売却益	4		
受取保険金	28		
その他	0		33
特別損失			
固定資産売却損	29		
固定資産除却損	20		
関係会社株式評価損	2,125		
関係会社出資金評価損	49		
貸倒引当金繰入額	84		
関係会社整理損失引当金繰入額	73		
災害損失	34		
その他	90		2,508
税引前当期純損失			△878
法人税、住民税及び事業税	497		
法人税等調整額	△289		208
当期純損失			△1,086

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月20日

シキボウ株式会社
取締役会御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 岡本 徹 ㊞
業務執行社員指定社員 公認会計士 川越 宗一 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、シキボウ株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シキボウ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月20日

シキボウ株式会社
取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 岡 本 徹 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 川 越 宗 一 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シキボウ株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第206期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第206期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月22日

シキボウ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	邨 上 義 一 ㊟
監査等委員	佐 藤 嘉 彦 ㊟
監査等委員	畑 守 人 ㊟
監査等委員	平 岡 三 明 ㊟

(注) 監査等委員佐藤嘉彦、畑守人及び平岡三明は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

〈メ 毛 欄〉

〈メ 毛 欄〉

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

〈メ 毛 欄〉

株主総会会場ご案内図



[会 場]

大阪市中央区備後町三丁目2番6号 敷島ビル7階ホール

[交 通]

地下鉄御堂筋線

本町駅下車

● 3番出入口から徒歩約3分

地下鉄堺筋線

堺筋本町駅下車

○ 17番出入口から徒歩約5分

本年より、株主総会当日にお配りしておりましたお土産は取り止めとさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

VEGETABLE
OIL INK

環境に配慮し、植物油インキを使用しております。